

農地中間管理機構（農地集積バンク）による集積・集約化活動

【40,025百万円】

対策のポイント

農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構の設立と当該機構による担い手への農地集積と集約化の加速化を支援します。

<背景／課題>

- ・ 現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・ このため、先の臨時国会において成立した「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく農地中間管理機構を早急に設立し、担い手への農地集積・集約化に取り組む必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地中間管理機構事業 13,721百万円
農地の中間受け皿となる農地中間管理機構の整備・活動を支援します。
2. 機構集積協力金交付事業 15,304百万円
農地中間管理機構にまとめて農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を交付します。
3. 農地情報公開システム整備事業 11,000百万円
農地台帳の電算化・地図化を支援します。

（事業実施主体：都道府県、民間団体）

[お問い合わせ先：経営局農地政策課（03-6744-2151）]

農業農村整備事業（公共）

【80,000百万円】

対策のポイント

担い手への農地集積・集約化、農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化、畑地かんがいの整備、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、洪水被害防止対策等を推進します。

<背景／課題>

- ・農地の集積・集約化、農業の生産性向上を図るためには、今般制度化された農地中間管理機構とも連携しつつ、大区画化等の農地整備を推進する必要があります。
- ・国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 国営造成施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率（約2割（平成23年度）→約6割（平成28年度））
- 基幹水利施設の機能診断済みの割合（約4割（平成22年度）→約7割（平成28年度））

<主要内容>（下線部は拡充内容）

1. 農業競争力強化対策

45,000百万円

農地中間管理機構との連携等により、大区画化等の基盤整備を実施し、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進します。

（1）農業競争力強化基盤整備事業

- ・受益面積：20ha以上（中山間地域：10ha以上）
- ・促進費：地区の大宗を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を交付

（2）農業基盤整備促進事業

- ・水田・畑の畦畔除去、暗渠排水等の簡易整備を定額助成（10万円／10a等）
- ・面的集積の場合は定額助成の単価を2割引上げ

2. 国土強靱化対策

35,000百万円

老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化、農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。（地震、豪雨、地すべり等の災害対策を農村地域防災減災事業として統合）

農業競争力強化基盤整備事業【拡充】（1）	18,345百万円
農業基盤整備促進事業【拡充】（1）	13,329百万円
農業水利施設保全合理化事業（1）	5,295百万円
国営農地再編整備事業（1）	7,720百万円
国営かんがい排水事業（1、2）	9,422百万円
農村地域防災減災事業【拡充】（2）	20,955百万円
国営総合農地防災事業（2）	4,085百万円
水資源機構かんがい排水事業（2）	610百万円
土地改良施設管理費補助（2）	238百万円

国庫負担率・補助率：2／3、1／2等
事業実施主体：国、都道府県等

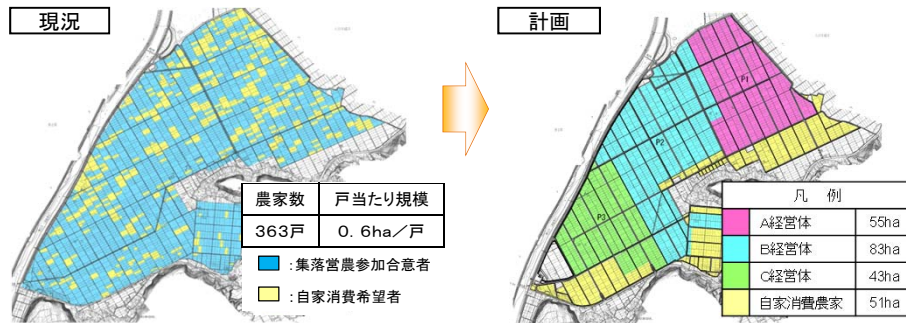
〔お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）〕

農業農村整備事業

1. 農業の競争力強化対策

- 農地中間管理機構との連携等により**大区画化等の基盤整備**を実施し、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進。

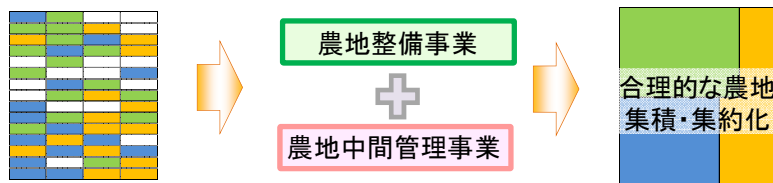
●地域全体の一体的な農地整備



●簡易整備による区画拡大



●農地中間管理機構の活用



●畑地かんがいの整備



2. 農村地域の防災・安全対策

- 基幹的な農業水利施設やため池等の**耐震化対策**、集中豪雨による農村地域の**洪水被害防止対策**等を実施。

●ため池の点検・整備



●ハザードマップの作成



●ため池下流の住宅の安全確保



●洪水被害防止対策



- 老朽化した農業水利施設について、点検・診断の結果に基づき、**補修・更新**等を実施。

●農業水利施設の補修・更新



耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【200百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

＜背景／課題＞

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業者の高齢化の進行等により耕作放棄地が年々増加しています。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、**荒廃した耕作放棄地を再生利用する取組**を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

政策目標

農用地区域を中心として、年間6千haの荒廃した耕作放棄地を解消

＜主な内容＞

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木の除去、土づくり等）や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援します。併せて、**中心経営体に集約化（面的集積）**する場合は、**再生作業（定額）の助成単価を2割加算**することとします。

また、新たに農地中間管理機構が行う再生作業の取組についても支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

〔 補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会 〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課 （03-6744-2442）]

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

- 1. 事業概要** 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。
- 2. 実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

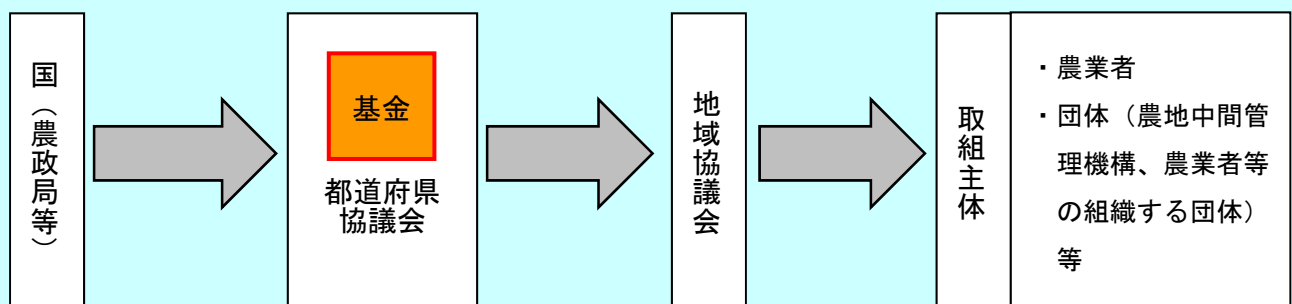
【事業メニュー】

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援**
 - ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
 - ・ 定額支援【5万円/10a※】（重機を用いて行う場合等【1／2以内等】）
 - ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合、助成単価を2割加算
 - ・ 土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
 - イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
 - ウ 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援**
 - ・ 基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備【1／2以内等】
 - ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】**
 - ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
 - ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象



【交付金の流れ】



攻めの農業実践緊急対策

【35,000百万円】

対策のポイント

低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・攻めの農業を実現し、所得の向上を図るためには、低コスト・高収益な産地体制に転換することが不可欠です。
- ・このためには、水田フル活用の推進とともに、中山間地域などの地理的条件や担い手の状況に応じて、その地域での最適な作付体系に転換するなど、営農の改革に取り組むことが重要であり、機械利用体系の効率化や高収益な作物への作付転換等への支援が必要です。

政策目標

機械利用体系の効率化等による農産物の生産コスト1割削減 等

<主な内容>

1. 効率的な生産体制等への転換支援

地域で進められつつある攻めの農業を実践する取組を後押しするため、水田フル活用をはじめ、改革に取り組むあらゆる営農を対象に、効率的な機械利用体系の構築に必要な大型機械の導入や既存機械の再利用等を支援します。

また、条件不利地域等における高収益な生産体制への転換を推進するため、収益性の高い作物への作付転換に必要な機械・設備の導入等を支援します。

（交付率：基金管理団体への交付は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：地域農業再生協議会）

2. 効率的な流通加工処理体制への転換支援

効率的流通加工体制づくりに向け、既存の集出荷施設や加工施設の再編合理化を推進するため、施設の機能向上や既存施設の有効活用を図るために必要な設備の導入等を支援します。

（交付率：基金管理団体への交付は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：農業者団体、民間事業者等）

[お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）]

攻めの農業実践緊急対策

【25年度補正予算:35,000百万円】

低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地を総合的に支援します。

事業内容

低コスト・高収益な生産体制への転換を加速化するため、機械利用体系の効率化や高収益作物への作付転換を支援します。
また、集出荷施設や加工処理施設の再編合理化を推進するため、機能向上等に必要な設備の導入等を支援します。

支援内容

(1) 支援の対象となる取組

- ① 効率的機械利用体系を構築する取組(機械のリース導入や既存機械の再利用等に要する経費)
- ② 高収益品目に作付転換する取組(機械のリース導入や簡易な農地整備等に要する経費)
- ③ 集出荷施設等の再編合理化を行う取組(施設の機能向上や有効活用のための設備のリース導入等に要する経費)
- ④ その他地域が一体となって行う取組(技術習得、検討会開催等事業推進に要する経費等)

(2) 協議会が支援を行う場合の補助率

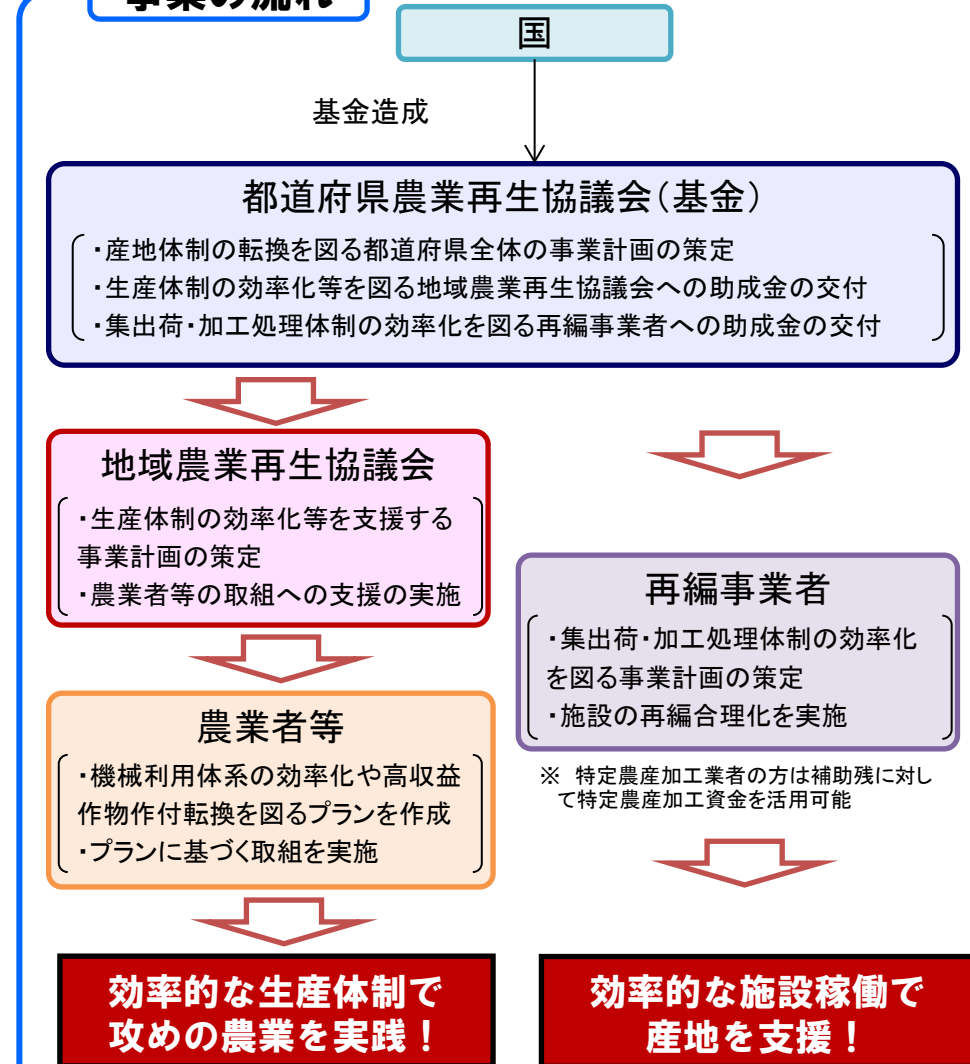
機械・設備のリース導入等は1/2以内(本体価格)、事業推進等は定額

※ 認定農業者の方は補助残に対してスーパーL資金を活用可能。

交付先

都道府県農業再生協議会に一括で基金を造成します。
※ 県協議会への造成額は、当該県の農地面積、地域農業再生協議会の数等に応じて算定される金額の範囲内とします。

事業の流れ



次世代施設園芸導入加速化支援事業

【3, 000百万円】

対策のポイント

先端技術と強固な販売力を融合させ、生産から調製・出荷までを一貫通貫して行うとともに、地域資源を活用したエネルギーを活用する次世代施設園芸拠点の整備を進めます。

<背景／課題>

- ・我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるには、施設の大規模な集約によるコスト削減や、ICTを活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を行い、所得の向上と地域雇用の創出を図っていくことが必要です。
- ・また、近年の燃油価格の高騰を踏まえ、化石燃料依存からの脱却を目指し、木質バイオマス等の地域資源のエネルギーを活用していくことが必要です。

政策目標

整備地区において化石燃料使用量を5年間で3割削減するとともに、地域の所得向上や雇用創出を実現

<主な内容>

1. 次世代施設園芸推進に必要な環境整備

民間企業や生産者をはじめ、地方自治体や研究機関等が構成員となるコンソーシアム（協議会）で運営方針等を協議し、異業種連携・直接流通等の差別化販売のためのマッチング等の取組を支援します。また、次世代施設園芸拠点整備の全国展開を加速化するため、取組意向のある産地に対する計画策定の支援、導入コスト低減に向けた施設・設備の標準化の検討等を行います。

2. 次世代施設園芸拠点の整備

次世代施設園芸拠点の中核施設となる木質バイオマス等の地域の未利用資源を活用するエネルギー供給センター、完全人工光型植物工場を活用した種苗供給センター、高度な環境制御を行う温室、集出荷施設等の整備を支援します。

3. 次世代施設園芸推進に必要な技術実証の推進

生産コスト縮減のための新技術実証や野菜の機能性等を向上させる生産技術実証、未利用資源・エネルギーの活用に係る実証等の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2）
事業実施主体：民間企業、生産者、地方自治体等からなるコンソーシアム等

（お問い合わせ先：
生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（03-3593-6496））

次世代施設園芸導入加速化支援事業 (25年度補正予算:3,000百万円)

次世代施設園芸拠点の一气通貫した取組

次世代施設園芸推進コンソーシアムで運営

導入時の重点支援、新技術導入実証

民間企業

- 施設機械開発・導入
- 低コスト化

実需者

- ニーズ把握
- 直接買い取り

生産者

- 生産システムのマネジメント
- 出荷・取引に係る計画策定・実行

研究機関

- 最新栽培技術開発・実証(養液システム、LED補光等)
- 機能性分析

普及機関

- 技術指導
- 経営指導

都道府県等

- 地域活性化プランの推進、用地調整、計画とりまとめ

- 先端技術をもつ民間企業や強固な販路を持つ実需者等がメンバーとなるコンソーシアムで団地を運営。
- 研究機関や普及機関も新技術導入等を重点的に支援。
- 養液システムやフィルムメーカー等の農業分野の民間企業による高度な技術指導を実施。
- 商社やカット野菜メーカー等が生産から流通販売まで参画し、作付品目、数量等を決定。
- 参画する担い手の経営診断を実施し、長期にわたる団地経営の健全化。

共同活動

エネルギー供給センター

- 木質バイオマス等地域の未利用エネルギーの活用。



- ・木質バイオマスエネルギー等、地域のエネルギーを活用し、抜本的な化石燃料からの脱却を推進。
- ・エネルギー供給センターを設置し、団地にエネルギーを供給することで、個別のハウスに燃料を輸送する経費を削減することも可能。

種苗供給センター

- 植物工場でクリーンな苗を生産。



- ・環境が制御された苗供給センターを活用。多品目で構成される団地に年間を通じて計画的に種苗を供給。

※高収量を実現するトマトの新たな栽培技術である一段密植養液栽培では、年間を通して苗が必要となるため、完全人工光型植物工場を活用し、クリーンで高品質な苗を計画的に生産。

施設園芸団地における生産



- ・トマトやピーマン、花き等の多品目、大規模な施設園芸団地を集結。
- ・環境制御システムや新技術導入を行い、生産性向上。
- ・周年雇用を実現し、地域の農地整備等、集落機能の維持にも活用。

出荷センター



- ・団地に出荷センターを併設。
- ・調製・出荷コスト削減や生産情報管理による有利販売を実現。
- ・企業と直結した出荷を実現。

出荷



ハウス団地

次世代施設園芸で実現すること

- 地産地消エネルギーを活用
- 高度な環境制御技術により周年・計画生産を実施
- 出荷センターを併設することにより、調製・出荷を効率化
- コスト削減と地域雇用の創出

研究開発事業との連携(技術会議)

- 拠点と連携し、先端技術の実証研究を実施

【先端技術の例】



遠隔管理による大規模施設の精密環境制御技術



熱源として地下水を利用したヒートポンプシステム

研究成果の迅速な導入

国民の食生活を支える次世代施設園芸

《産地》

- ・化石燃料から脱却し燃油価格高騰に左右されない経営基盤の確立。
- 生産を担う農家の経営基盤の安定。



《生産物》

- ・「できたものを売る」から「売れるもの(ニーズのあるもの)を作る」へ。
- 家庭用、加工・業務用の用途別ニーズに対応した生産。(例:トマトの場合、加工・業務用は、果肉の硬い品種が人気)カット野菜等の食品に適したトマトの品種を栽培することで、日持ち性、食味のアップ。
- コンソーシアムに参画する民間企業(例:外食企業)が購入・利用。

《生産方法》

- ・野菜等は、気象条件により作柄が変動しやすく、保存性も乏しいため、価格が変動しやすい。
- 研究機関や民間企業のアドバイスにより、植物工場等を活用した新たな栽培・環境制御技術で、安定した生産を実現。
- いつでも、安定した価格でスーパーに並び、消費者に提供。

《流通》

- ・出荷センターから、直接販売することで、鮮度維持、流通コスト削減。
- 新鮮な農産物を提供。

貢献

国民の食生活へ貢献



マーケットインに基づいた農産物

安心・安全な農産物

安定供給・安定価格

高鮮度な農産物

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

【1, 000百万円】

対策のポイント

加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定となる中、加工・業務用野菜の輸入が増加する状況にあります。
- ・このため、輸入野菜からのシェア奪還に向け、これまでの生鮮野菜産地等が加工・業務用への作付転換を進めるとともに、異常気象や連作障害に対処し安定的に供給できるような作柄安定技術の導入が喫緊の課題となっています。
- ・とりわけ、今夏の高湿・少雨の影響により不作であるたまねぎについては輸入急増のおそれがあることから、早急に安定供給体制の整備を図ることが必要です。

政策目標

加工・業務用指定野菜の出荷量の増加

81万5千トン（平成20年度） → 132万7千トン（平成32年度）

<主な内容>

輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する場合に3年間支援します。

（支援額：7万円/10a（1年目）、5万円/10a（2年目）、3万円/10a（3年目））

補助率：定額
交付先：（独）農畜産業振興機構
事業実施主体：農業者団体等

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 （03-3502-5961）]

加工・業務用野菜生産基盤強化事業（平成25年度補正予算：1,000百万円）

◆ 事業の概要

【支援内容】 加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、**作柄安定技術を導入**する場合に、当該経費の相当額の一部を**定額の面積払**により支援。

- ・ 土壌・土層改良の実施、マルチ・べたがけ等の資材の使用、病虫害防除資材の導入 等

【対象産地】 たまねぎなど輸入量が多く重要な野菜について、加工・業務用対応のための生産・流通の構造改革を図る産地。

- ・ 加工・業務用専用ほ場の設定、実需者との事前契約、加工用品種の導入、機械化一貫体系によるコスト削減等

【産地の収益改善のイメージ(たまねぎの例)】

単位(万円/10a)	販売収入①	コスト ②	収益①-②	その他
生鮮たまねぎ	40	34	6	
＜従来＞加工たまねぎ	28	27	1	調製・選別作業なし

↓ 作柄安定技術・専用機械の導入（初年度7万円/10a）

(構造改革3年後) 加工たまねぎ	34	24	10	単収2割アップ コスト1割削減
---------------------	----	----	----	--------------------

産地での導入イメージ

◆ たまねぎ（北海道畑作地帯）のケース

【産地の課題】

- ・ 近年の異常気象で加工たまねぎを安定供給できず**中国産を中心に輸入急増**。
- ・ 輸入品からのシェア奪還に向け、**異常気象下での作柄安定と産地の構造改革**が喫緊の課題。

【産地の対応】

- ・ **播種前契約の導入**を通じて出荷量を確保するとともに、**大型コンテナを利用**した契約ほ場からの**無選別品の出荷**を進め、**流通コスト等を大幅に削減**。
- ・ **作柄安定のための技術を早急に導入**し、単収の向上を図る。

大型ハーベスターでの収穫



大型コンテナでの貯蔵



加工・業務用を中心に輸入が急増しているたまねぎについて、**国産シェアの回復**を図り、**国産野菜の利用拡大**に資する。

◆ ほうれんそう（九州葉たばこ産地等）のケース

【産地の課題】

- ・ 口蹄疫復興、葉たばこの転換対策が喫緊の課題。
- ・ **国内産地と競合しないよう、輸入割合の高い加工・業務用への進出**が必要。

【産地の対応】

- ・ 全国有数の**加工ほうれんそう専用産地**を形成（H22：0ha→H24：180ha）しつつ、**バリューチェーンの核となる冷凍野菜工場を整備**。
- ・ **加工適性のある品種を選定し、大型収穫機の導入等**により省力化を実現。

一斉収穫を可能とした収穫機



加工用に栽培したほうれんそう



輸入が8割を占める冷凍ほうれんそう分野に進出し、輸入品からの置換えを図り、**国産野菜の利用拡大**に資する。また、産地での加工に取り組むことで、**バリューチェーンの構築**とともに、高品質な冷凍ほうれんそうの**輸出も視野**。

経営体育成支援事業

【704百万円】

対策のポイント

地域の中心経営体等に対し農業用機械等の導入を支援します。

<背景／課題>

農業の持続的発展を確保しつつ、国民への食料の安定供給を図っていくため、人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の経営発展を支援していくことが重要です。

政策目標

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成

<主な内容>

中心経営体等が、経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために、融資を受け農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

〔事業実施主体：市町村〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2148）]

農業法人投資育成事業

【2, 000百万円】

対策のポイント

農業法人に対する出資等による支援措置を拡充し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<背景／課題>

- ・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、今後10年間で農業法人の経営体数を2010年（約12,500法人）比で約4倍の5万法人にするとされているところです。この実現のためには、農業法人が規模の拡大や経営の多角化など、成長に向けた様々な取組を行う上で必要な資金を円滑に調達できるようにしていくことが必要です。
- ・このためには、先の臨時国会において改正された「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」（投資円滑化法）に基づき、農業法人に対する出資等の拡充を図り、その財務基盤の強化を図る必要があります。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

農業法人に対する出資等による支援

意欲ある農業法人の財務基盤の強化や経営展開を支援するため、投資円滑化法に基づき農業法人に対する投資育成事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合の出資原資を株式会社日本政策金融公庫から出資します。

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2167）]

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業 【10,000百万円】

対策のポイント

産学の英知を結集して、革新的な技術体系を確立するための実証研究や民間活力を生かした技術開発等を行い、消費者等のニーズに応えます。

<背景／課題>

- ・攻めの農林水産業を実現するため、①消費者ニーズに立脚し、輸出拡大をも視野に入れた新品種や新技術による強みのある農畜産物づくり、②大規模経営での省力・低コスト生産体系の確立、③民間の技術力やICT・ロボット技術等異分野の先端技術の活用などにより、従来の限界を打破する生産体系への転換を進めることが急務です。
- ・このため、民間・大学・独法などのオールジャパンの英知を結集して、革新的な技術体系を確立するための実証研究を行うほか、民間活力を用いて革新的な技術の早期実用化や医学、理学、工学などの異分野の研究成果を農林水産分野に活用するための技術開発を緊急に行い、消費者等のニーズに応えた農林水産物の生産等を支援します。

政策目標

- 大幅なコスト低減等による農林水産業経営の収益増大（平成26年度）
- 事業化促進研究において、実施課題の90%以上で事業化（平成26年度）
- 異分野融合共同研究において、実施課題の80%以上で事業化が有望な研究成果を創出（平成26年度）

<主な内容>

1. 産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立

- （1）産学の英知を結集し、様々な先端技術を基に革新的な技術体系を組み立て、実際の生産現場で、米の低コスト生産や畜産の省力化・効率化等を実現する実証研究を支援します。
- （2）その際には、消費者や実需者のニーズに立脚したものとなるよう、大学等の協力を得て、マーケティングや経営分析研究を併せて行います。

2. 民間企業の活力や異分野の革新的な技術を活かした技術開発

消費者、生産者等の多様なニーズをしっかりと把握した上で、民間企業の持つ活力や医学、理学、工学など異分野にある技術シーズを活用し、生産現場等に早期に展開が見込まれる新たな資材や機能性の高い食品等の開発・実用化研究を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：（独）農業・食品産業技術総合研究機構

[お問い合わせ先：

農林水産技術会議事務局研究推進課（03-3502-7437）]

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業

産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立

消費者ニーズや輸出需要などに応える強みのある農林水産物の生産を実現するため、高品質で競争力のある農林水産物を低コストで生産する新たな技術体系の確立を進める。

また、消費者ニーズに即した体系とするよう、併せてマーケティングや経営分析などの研究を行う。

米の低コスト生産実証拠点

【大規模経営向け無人＋有人の協調作業による作業効率向上等】

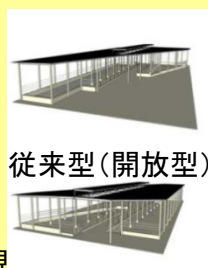


飼料用米専用品種を導入し、単収1トンを実現

実需者の求める高品質な米を低コストで安定的に生産

畜産の省力・生産性向上実証拠点

【酪農の閉鎖型畜舎による生産性向上等】



センサーを活用した高度な温度管理
ICT、ロボット技術を活用し、健康状態に応じた給餌、搾乳等精密な飼養管理



消費者の求める高品質な牛乳を安定的に生産

地域作物の省力生産実証拠点

【てんさいの収穫作業委託による大幅な省力化等】

大規模経営体

収穫作業受託組織

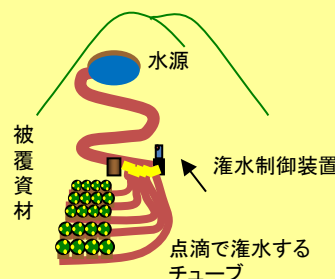


直播栽培の導入 超大型収穫作業機に対応した収穫期調整等効率的な運用体系の確立

実需者の求める低コストで安定的に砂糖原料を生産する体制を整備

果樹の品質・生産性向上実証拠点

【かんきつの気象データに基づいたきめ細かい水分調整等による品質向上等】



消費者の求める糖度の高い果実を生産

民間企業の活力や異分野の革新的な技術を活かした技術開発

（事業化促進研究 課題例）

- ・米ゲルを利用したアレルギーフリー食品等消費者の求める食品の開発
- ・自立走行水田除草機等、農家の求める軽労化機器の開発



（異分野融合研究 課題例）

- ・理学・工学との連携によるウィルスに抵抗性を有する種苗生産技術

攻めの農林水産業の展開、農林水産・食品産業の成長産業化

新しい時代に向けて、みんながワクワク、 夢のある農林水産業を目指します

～消費者が求める農林水産物の開発・提供～

作る喜び食べる楽しみあふれる農林水産物づくりを実現します

安くて美味しいものが
いいな



世界一安全な日本の
農産物が食べたいな



1. 消費者ニーズや輸出需要に応える強みのある農林水産物の生産を 実現するための実証研究を進めます

- 民間や大学などが、消費者が求める農林水産物や輸出需要に対応した農林水産物について、市場調査・研究などを行います。
- 消費者の視点を踏まえ、安全でおいしい農林水産物を低コストで生産できるような経営モデルを確立します。
- 輸出拡大に向けて、高品質で競争力のある農林水産物を生産・流通できるシステムを構築します。

消費者に喜ばれる農産物を
販売して収入が増えた！



2. 消費者目線に立った新しい製品開発のための研究などを進めます

- 全国に配置したコーディネーターが民間のニーズを把握します。
- 例えば、民間企業や大学が、健康に役立つなどのニーズに応じて行う食品開発などを支援します。

3. 研究機関、大学、民間等の自由な発想に基づいて、消費者の求める 新品種の開発などを進めます

- 研究機関、大学、民間等が行う、農産物の品質を向上する技術や低コストで生産できる技術の開発などを支援します。

消費者の求める品種開発の促進

平成26年度より育種枠を設定し、消費者等のニーズや輸出需要に
対応した新たな品種の開発を促進します。

(例えば、「スカイベリー」のような消費者に喜ばれる地域ブランドの開発を支援します)



6次産業化ネットワーク活動整備交付金

【1, 985百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む農林水産物の加工・販売施設等の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇を増大し、地域活力の向上を図るためには、地域の農林水産物・食品が有する優れた価値を向上させ、消費者まで確実に届ける取組を早期に実現することが必要です。このため、6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進します。
- ・「日本再興戦略」においても、農林水産業を成長産業にする重要施策として6次産業化の推進が位置づけられているところです。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

<主な内容>

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者と「6次産業化ネットワーク」を構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援を行います。

交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内)
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局産業連携課 (03-6738-6474)]

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【1, 500百万円】

対策のポイント

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組を図り、美しく活力ある農山漁村の農林水産物や資源を活用した6次産業化の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・消費税率の引上げに伴う景気の下振れリスクの対応や経済の成長力底上げによる成長軌道への早期復帰を図るため、高齢化や人口減が進行する農山漁村地域において美しく活力ある農山漁村の構築を視野に入れた6次産業化を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援を行い、併せて、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、地域間の交流を推進します。

政策目標

全国250市町村で定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出（平成24～28年度）

<主な内容>

生産基盤、生産施設等の整備

地域活性化のための農林水産業の6次産業化の活動拠点であり、美しく活力ある農山漁村の構築にも資する生産基盤、生産施設等の整備を支援します。

（補助率：定額（1／2等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体 等）

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-3501-0814）]

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

【100百万円】

対策のポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進します。

<背景／課題>

- ・農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、地域排水等に寄与していますが、電気料金の値上げや施設の老朽化等による維持管理費の増大により、施設の適正な管理が困難となっています。
- ・一方、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減が可能となります。
- ・このため、土地改良長期計画では、「農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する」とされています。

政策目標

小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手。

<主な内容>

小水力等発電の調査設計等への支援

小水力等発電施設の計画的整備を促進するため、都道府県単位でポテンシャルの高い地点を明らかにした基本整備計画（マスタープラン）の策定や、発電施設の整備に係る概略設計等の取組への支援を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等）

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-6744-2209）]

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業の概要

【100百万円】

- 農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進します。

背景／課題

課 題

農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電気料金の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増大傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。

平成24年3月30日に閣議決定された土地改良長期計画では、農業水利施設の適正な維持管理を確保する観点から、「農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する」とされています。

解 決

用水路の落差等を活用した小水力等発電を導入することにより、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減が可能となります。

農村地域に賦存する小水力等の利活用を推進するため、以下の支援を実施

小水力等発電の調査設計等への支援

小水力等発電施設の計画的整備を促進するため、都道府県単位でポテンシャルの高い地点を明らかにした基本整備計画(マスタープラン)の策定や、発電施設の整備に係る概略設計等の取組への支援を行います。

補助率:定額
事業実施主体:地方公共団体、民間団体等



農業水利施設を活用した小水力発電



農業水利施設を活用した太陽光発電

小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を
平成28年度までに約1,000地域で着手する。

日本食・食文化魅力発信プロジェクト

【302百万円】

対策のポイント

日本食・食文化の一層の理解深化と農林水産物・食品の輸出促進に向けて、国内外において日本食・食文化の魅力訴求活動等を実施します。

<背景／課題>

- ・平成32年のオリンピック・パラリンピックの東京開催や和食のユネスコ無形文化遺産登録が決まったこと等を受け、世界各国の日本に対する注目度は急速に高まりつつあります。
- ・また、農林水産物・食品の輸出促進については、「日本再興戦略」で平成32年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする目標が掲げられ、今後、国別・品目別輸出戦略に基づいて、世界の料理界で日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の取組を推進していくこととしています。
- ・こうした中で、国内外に日本食・食文化の魅力を広く発信することで一層の理解の深化を図るため、日本食・食文化の魅力訴求活動等に緊急に取り組みます。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

（4,497億円（平成24年）→1兆円（平成32年））

<主な内容>

1. 日本食・食文化に係る戦略的情報発信の検討

世界各国からの注目度が高まる当面の最大イベント“オリンピック・パラリンピック東京大会”に向け、日本食・食文化に係る戦略的情報発信の方向性を定めます。

2. 日本食・食文化ポータルサイトの開設

国内外の消費者や食関係者等が日本食・食文化の情報に常時どこからでもアクセスできる、各国言語に対応したポータルサイトを開設します。

3. 国内向け魅力訴求活動

日本人の日本食・食文化に対する理解向上を図るとともに訪日外国人客への魅力訴求にも資するよう、消費者や食関係者等を対象としたセミナー・シンポジウムの開催等による情報発信を行います。

4. 海外向け魅力訴求活動等

海外における日本の高品質な農林水産物・食品の魅力訴求や海外市場開拓のため、メディアを活用した情報発信、海外外食事業者等を招聘した産地勉強会、外交機会等を活用した官民合同協議会の開催・調査等を行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

お問い合わせ先：

1～4の内容 食料産業局食品小売サービス課外食産業室（03-6744-0481）
4のうち官民合同協議会に係るもの 国際部国際協力課（03-3502-8058）

輸出促進緊急対策事業

【200百万円】

対策のポイント

「国別・品目別輸出戦略」に基づく取組の早期実施に向け、司令塔機能を設置するとともに、新興市場で行う商談会や見本市出展等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成32年のオリンピック・パラリンピックの東京開催や和食のユネスコ無形文化遺産登録が決まったこと等を受け、世界各国の日本に対する注目度は高まっています。
- ・農林水産物・食品の輸出促進については、「日本再興戦略」で平成32年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする目標が掲げられ、今後、「国別・品目別輸出戦略」に基づいて、①世界の料理界で日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、②日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、③日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の取組を推進していくこととしています。
- ・また、福島第一原子力発電所事故に伴う諸外国の日本産農林水産物・食品の輸入規制の緩和・撤廃の働きかけのため、データを収集・整理することが必要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

（4,497億円（平成24年）→1兆円（平成32年））

<主な内容>

1. 輸出戦略実行事業

10百万円

輸出戦略の速やかな実行に向け、オールジャパンでの輸出拡大に向けた司令塔を担う、輸出戦略実行委員会を前倒しで立ち上げ、委員会における実行の方向性・体制について議論を開始します。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 輸出総合サポートプロジェクト事業のうち緊急輸出対策事業

90百万円

市場が急速に拡大すると見込まれる新興市場に早急に商流を確立するため、JETROによる海外商談会及び海外見本市出展等を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：JETRO）

3. 輸出拡大推進委託事業のうち輸入規制対策緊急調査

100百万円

諸外国の放射性物質に関する輸入規制の緩和に向けた課題等を早期に解決するため、必要なデータの収集・整理等を行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

（お問い合わせ先：食料産業局輸出促進グループ （03-3502-3408））

水産業の輸出促進対策

【8, 4 4 5百万円】

対策のポイント

水産物の輸出拡大のため、輸出先国のH A C C P基準等を満たすための施設の改修整備、高度衛生管理型漁港の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・農林水産物・食品の輸出促進については、2020年に輸出額を現状の4,500億円から1兆円規模に倍増することを目標に掲げていますが、その中で水産物についても1,700億円から3,500億円に増やす輸出戦略を策定したところです。
- ・水産物の輸出に当たっては、水産加工・流通施設等が輸出先国の求める衛生条件を満たすことが必要であり、世界に通用するH A C C P基準等を満たすための施設の改修整備、流通拠点となる漁港における高度衛生管理対策が輸出促進にとって急務です。

政策目標

水産物の輸出額を拡大

(1,700億円(平成24年) → 3,500億円(平成32年))

<主な内容>

1. H A C C P対応のための水産加工・流通施設の改修支援

2, 5 0 0百万円

輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のH A C C P基準等を満たすための施設の改修整備について支援します。

（補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

2. 国産水産物の消費・輸出拡大を図るため高度衛生管理型漁港の整備（公共）

5, 9 4 5百万円

我が国水産物の輸出を積極的に推進するため、水揚げから荷さばき、出荷の過程において、高度に衛生管理された環境を実現するための荷さばき所や岸壁等の整備を推進します。

（補助率：1／2等
事業実施主体：国、地方公共団体）

お問い合わせ先：

1の事業

水産庁加工流通課

(03-3591-5613)

2の事業

水産庁計画課

(03-3502-8491)

HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業

平成25年度補正予算額：2,500 百万円

漁港における高度な衛生管理手法が導入されている地域等において、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準等を満たすための施設の改修整備に要する経費を助成。

○背景事情

近年、日本の農林水産物への関心の高まりにより、安全で高品質な我が国水産物へのニーズが海外で大きくなっており、我が国水産物の輸出拡大が水産業の更なる成長に必要

水産物の輸出に当たっては、水産加工・流通施設が輸出先国の求める衛生条件を満たすことが必要であり、世界に通用するHACCP基準等を満たすための施設の改修が輸出促進にとって急務



「安全で・美味しい・健康的な」国産水産物の輸出を進める

○改修整備の例

A.手洗場



B.エアシャワー



C.床面



D.ゾーンシャッター



E.トラックシェルター



強い農業づくり交付金 (輸出対応型施設等の整備)

【11,068百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の輸出に取り組む産地を中心に、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・輸出の拡大による国産農畜産物の需要拡大等に対応するため、国産農畜産物の安定供給体制の構築が喫緊の課題です。
- ・これらの課題を解決し、「攻めの農林水産業」の実現を図るため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等の支援が必要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

4,497億円（平成24年） → 1兆円（平成32年）

<主な内容>

1. 輸出対応型施設等の整備

「攻めの農林水産業」の実現に向け、国産農畜産物の輸出促進の取組に必要な輸出対応型共同利用施設整備等を支援します。

2. 卸売市場を通じた効率的な流通システムの確立

生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通や国産農水産物の輸出促進等を図るため、国際空港・港に近い卸売市場を通じた、効率的な物流ネットワークの構築、海外市場までの一貫したコールドチェーン化等に向けた施設整備を支援します。

（ 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 ）

お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
2の事業 食料産業局食品製造卸売課 （03-6744-2059）

強い農業づくり交付金（輸出対応型施設等の整備）

平成25年度補正予算：11,068百万円

日本再興戦略等に基づき、「攻めの農林水産業」を実現するため、輸出に取り組む産地を中心に、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

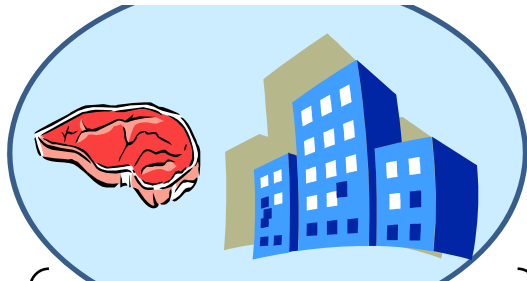
- ・補助対象 共同利用施設整備、卸売市場施設整備
- ・交付率 都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
- ・事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

・事業の流れ：



（施設例）

HACCP対応食肉処理施設



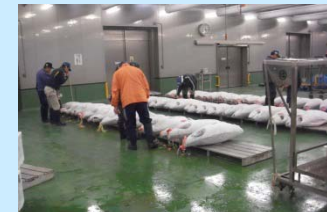
米国、EU等は牛肉の処理施設についてHACCP対応を要求

CA貯蔵施設



輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築

定温化施設



外気と遮断された温度管理可能な施設を整備することで、海外市場までの一貫したコールドチェーンシステムを構築

水田フル活用実践緊急対策

【28, 200百万円】

攻めの農業実践緊急対策(水田見合分) 23, 000百万円
畜産収益力向上緊急支援リース事業(飼料用米等見合分) 5, 200百万円

対策のポイント

水田をフル活用し、低コスト・高収益な体制へ転換を図る産地における施設の再編合理化や飼料用米等を効率的に生産・利用するために必要な機械等のリース導入を支援します。

<背景／課題>

- ・攻めの農業を実現し、所得の向上を図るためには、水田フル活用を推進し、需要に対応した飼料用米・麦・大豆等の生産・流通・利用体制を構築することが重要です。
- ・このため、生産体制、集出荷・加工処理体制の効率化等を計画的に取り組む産地の再編合理化や、耕種農家と畜産農家が飼料用米等を効率的に生産・利用するための機械等への支援が必要です。

政策目標

- 水田フル活用による飼料用米・麦・大豆等の生産の拡大（24年産飼料用米・麦・大豆等の生産量からの増加）
- 飼料用米の利活用の推進等による飼料自給率の向上（26%（平成20年度） → 38%（平成32年度））等

<主な内容>

1. 効率的な生産体制等への転換支援

地域で進められつつある攻めの農業を実践する取組を後押しするため、水田フル活用に資する効率的な機械利用体系の構築に必要な大型機械のリース方式による導入や既存機械の再利用等を支援します。

（ 交付率：基金管理団体への交付は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：地域農業再生協議会）

2. 効率的な流通加工処理体制への転換支援

水田フル活用に資する効率的流通加工体制づくりに向け、既存の乾燥調製施設等の再編合理化を推進するため、施設の機能向上や既存施設の有効活用を図るために必要な設備のリース方式による導入等を支援します。

（ 交付率：基金管理団体への交付は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：農業者団体、民間事業者等）

3. 飼料自給率等の向上や経営の高度化に必要な機械支援

飼料用米等の本作化を進め、水田のフル活用を図るとともに、増産が見込まれる飼料用米等の自給飼料の利用を拡大し、輸入飼料の価格の変動等の影響を受けにくい競争力を有する収益力の高い畜産経営を確立するため、

- ① 畜産経営における飼料自給率や生産性の向上に必要な機械
 - ② 飼料生産受託組織等の経営の高度化に必要な機械
- のリース方式による導入を支援します。

（ 補助率：定額（事業実施主体へは①については1／3、②については1／2）
交付先：（独）農畜産業振興機構
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構による公募）

お問い合わせ先：
1、2の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
3の①の事業 生産局畜産企画課 (03-3501-1083)
3の②の事業 生産局畜産振興課 (03-3502-5993)

水田フル活用実践緊急対策

【平成25年度補正予算額:28,200百万円】

【攻めの農業実践緊急対策(水田見合分) 23,000百万円】

【畜産収益力向上緊急支援リース事業(飼料用米等見合分) 5,200百万円】

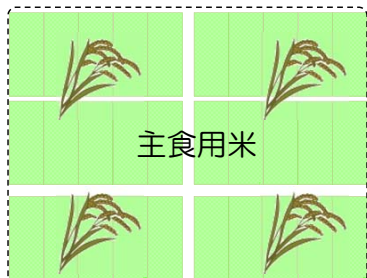
○水田をフル活用し、需要に対応した飼料用米等の生産・流通・利用体制を構築することが重要です。

○このため、生産体制、集出荷・加工処理体制の効率化等を計画的に取り組む産地の施設の再編合理化や、耕種農家と畜産農家が飼料用米等を効率的に生産・利用するために必要な機械等のリース導入を支援します。

水田フル活用に対応した低コスト・高収益な産地体制の確立

<効率的な機械利用体系の構築>

- ▶水田をフル活用し、需要に対応した飼料用米・麦・大豆等の作付拡大を推進。
- ▶飼料用米・麦・大豆等の生産の効率化に必要な農業機械等のリース方式導入を支援。



リース方式で導入支援



レーザーレベラー



無人ヘリ湛水直播



汎用コンバイン



麦・大豆等

<乾燥調製施設等の再編合理化>

- ▶水田フル活用により増産した飼料用米・麦・大豆等に対応するため、地域内の乾燥調製貯蔵施設等の再編合理化を支援。
- ▶既存施設の有効活用や機能向上により、利用率の向上や効率的な施設運営を実現。

飼料用米等に対応した乾燥調製貯蔵施設



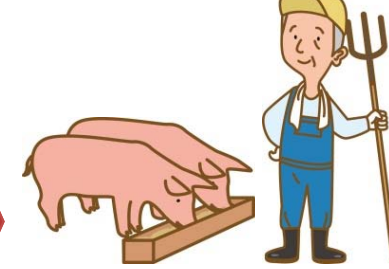
既存施設の再編合理化



<飼料用米等の利用体制の強化>

- ▶飼料用米や稲WCSの拡大に対応するために必要な機械(米粉砕機、飼料保管タンク、混合機、飼料収穫機等)のリース導入を支援。
- ▶飼料自給率等の向上を図るとともに、輸入飼料価格の変動等の影響を受けにくい畜産経営を確立。

リース方式で導入支援



飼料用米等の利用拡大



米粉砕機



飼料保管タンク



混合機

水田をフル活用し、飼料自給率の向上、産地の収益力向上を実現！

配合飼料価格高騰緊急対策

【11,049百万円】

対策のポイント

配合飼料価格の高騰による畜産経営への影響を緩和するための支援を行うことにより、畜産農家の競争力強化に向けた「攻め」の取組をバックアップするとともに、安心してチャレンジできる環境を整備します。

<背景／課題>

- ・我が国の配合飼料原料はアメリカ等海外からの輸入に依存していますが、とうもろこし等の国際価格の高騰により、配合飼料価格安定制度の基金残高が急速に減少しており、今後、基金不足により十分な補填が行えないことが懸念されます。
- ・また、配合飼料の購入に伴う農家の実質負担額が増加しており、資金繰りが困難となる農家が増加するおそれがあります。
- ・このため、畜産生産現場の強化を進めるため、配合飼料価格の高騰に際し、異常補填金の交付や円滑な資金繰りの支援を行うことにより、畜産農家への影響を緩和する緊急対策が必要です。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標を達成

- 生乳の生産量（795万t（20年度）→800万t（32年度））
- 牛肉の生産量（52万t（20年度）→52万t（32年度））
- 豚肉の生産量（126万t（20年度）→126万t（32年度））
- 鶏卵の生産量（255万t（20年度）→245万t（32年度））

<主な内容>

1. 配合飼料価格安定制度の異常補填基金への積増し 10,000百万円

民間の自主的な積立による通常補填では対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上がりに際し、生産者に異常補填金を確実に交付するため、異常補填基金に所要額の積増しを行います。

（補助率：定額
事業実施主体：（公社）配合飼料供給安定機構）

2. 配合飼料価格高騰対応業務出資金

1,049百万円

畜産農家に対する農林漁業セーフティネット資金の無担保・無保証人化枠を拡大するため、株式会社日本政策金融公庫に出資を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：（株）日本政策金融公庫）

（お問い合わせ先：
1の事業 生産局畜産振興課（03-3591-6745）
2の事業 生産局畜産企画課（03-3501-1083）

施設園芸に係る燃油価格高騰緊急対策 (事業期限の延長)

【(24年度補正予算) 42,530百万円】

対策のポイント

燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸の省エネルギー設備の導入を支援するとともに、農業者と国の拠出により、燃油価格の急上昇による経営への影響を緩和する仕組みを構築します。

<背景／課題>

- ・施設園芸は秋冬から春にかけての野菜等の供給にきわめて重要な役割を果たしていますが、近年、冬期加温に使用される燃油価格が高水準にあることにより、施設園芸農業者の安定的・継続的な経営が困難な状況となっています。
- ・燃油使用量を削減する省エネ型の経営構造への転換を支援することにより農業経営の体質強化を図りつつ、これと併せ、燃油価格の急上昇による経営環境への影響を緩和するセーフティネットを構築し経営の安定を図ることが必要です。

政策目標

施設園芸分野における省エネ型の経営構造への転換
(主要な施設園芸産地におけるA重油使用量を15%削減)

<内容>

本事業については、燃油価格が高い水準で推移している状況を踏まえ、事業期限を26年度まで延長します。

施設園芸の産地において省エネルギー推進に関する計画を策定し、当該計画で燃油使用量の15%以上の削減に取り組む産地に対して、以下の支援を実施します。

1 施設園芸省エネ設備のリース導入の支援

農業者の初期投資の負担を大幅に軽減するリース方式により、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等の施設園芸省エネルギー設備の導入支援を行い、産地ぐるみの省エネルギー化を集中的かつ計画的に推進します。

2 施設園芸セーフティネットの構築の支援

農業者と国の拠出により、施設園芸用の燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業	生産局農業環境対策課	(03-3593-6495)
2の事業	生産局園芸作物課	(03-6738-7423)

畜産収益力向上緊急支援リース事業

【7, 041百万円】

対策のポイント

畜産経営における飼料自給率や生産性の向上、飼料生産受託組織等の経営高度化に必要な機械のリース方式による導入を支援します。

<背景／課題>

- ・ 今般の経営所得安定対策の見直しの議論において、食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米等の本作化を進め、水田のフル活用を図ることとしております。
- ・ このような中、増産が見込まれる飼料用米等の自給飼料の利用を拡大し、輸入飼料の価格の変動等の影響を受けにくく、競争力を有する収益力の高い畜産経営の確立を図ることが課題となっています。

政策目標

- 飼料用米の利活用の推進等による飼料自給率の向上
(26% (平成20年度) → 38% (平成32年度))

<主な内容>

- ① 畜産経営における飼料用米等を活用した飼料自給率や生産性の向上に必要な機械
 - ② 飼料生産受託組織等の経営の高度化に必要な機械
- のリース方式による導入について支援を行います。

補助率：定額（事業実施主体へは①については1／3、②については1／2）

交付先：(独) 農畜産業振興機構

事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構による公募

お問い合わせ先：

①の事業 生産局畜産企画課（03-3501-1083）

②の事業 生産局畜産振興課（03-3502-5993）

畜産収益力向上緊急支援リース事業

【平成25年度補正：7,041百万円】

補助率：機械代相当額の1/2または1/3以内
事業実施主体：農業者の組織する団体等

【課題】

- 水田を効率的に活用し、食料自給率・食料自給力の向上を図る観点から、需要の見込める飼料用米等の生産体制を強化することと併せて、飼料用米等の使い手である畜産側の利用体制を強化することが重要。
- このような中、飼料用米等を活用した飼料自給率の向上、生産性の向上等に資する機械投資を促進し、配合飼料価格の変動等の影響を受けにくく、競争力を有する収益力の高い畜産経営の確立を図ることが喫緊の課題。

【対応】

- 飼料用米の拡大に対応した畜産側の利用体制の強化に資する機械（米粉砕機、飼料保管タンク、混合機等）のほか、家畜の生産性の向上に資する機械等の導入を支援し、畜産の収益力向上に資する。

(例)

飼料自給率・生産性の向上



米粉砕機



飼料保管
タンク



自動給餌機



汎用型（稲、トウモロコシ等
に活用）飼料収穫機

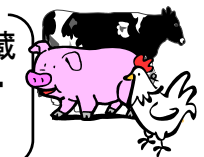


混合機



飼料用米・エコフィードなどの利活用や畜舎作業の省力化に必要な自動給餌、飼料保管などのための機械等を導入

刈取、細断・積込、梱包、ラッピング・貯蔵に必要な高性能な自給飼料生産・調製機械を導入



国産畜産加工原料緊急確保事業

【500百万円】

対策のポイント

国産鶏卵等を活用した魅力ある新商品開発に必要な技術開発等を支援し、加工仕向け卵等における国産シェアの拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、加工技術の発展等に伴い、これまで菓子パン等への利用に留まっていた輸入粉卵等が、主に国産生鮮卵等を原料とするケーキ等の製造にも利用可能となっており、国産鶏卵等に置き換わる可能性が出てきています。
- ・このため、加工仕向け卵等における国産シェアの拡大に向けての取組を推進していく必要があります。

政策目標

加工仕向け卵等における安定的な国産利用の拡大

<主な内容>

- ① 国産鶏卵等を原料とする魅力ある新商品開発に必要な技術開発、機械・設備の整備を支援します。
- ② 新商品の販路開拓・拡大の取組を支援します。

補助率：定額（事業実施主体へは定額、1／2）
交付先：(独)農畜産業振興機構
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構による公募

[お問い合わせ先：生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5990)]

甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業

【3, 223百万円】

対策のポイント

さとうきび増産基金等により、農業機械等のリース導入、さとうきびの生産回復・増産に向けた取組等について支援します。

<背景／課題>

- ・さとうきび、てん菜等の甘味資源作物は、台風常襲地帯の沖縄県、鹿児島県等や畑作輪作を展開する北海道の基幹作物であり、地場産業である製糖工場等とともに地域経済を支える存在です。
- ・しかしながら、近年、台風、干ばつ、高温多雨等の異常気象や病害虫の発生等により不作が続いていることから、不作の悪影響を早急に断ち切るため、甘味資源作物の安定生産体制を緊急に確立し、地域経済の活性化を図ることが必要です。

政策目標

- 事業実施地区において、労働時間を10%以上削減
- 沖縄県及び鹿児島県南西諸島のさとうきび生産を平年並の水準（140万トン）まで回復・増加
（111万トン（24年産）→140万トン（27年産））

<主要内容>

1. 効率的機械作業体制緊急整備事業

1, 192百万円

（1）さとうきび産地農業機械等導入支援

さとうきび産地において、効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制を確立するために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料の6／10以内）

助成対象者：生産者組織等）

（2）北海道・南九州畑作農業機械等導入支援

てん菜、ばれいしょ及びかんしょの生産において省力化や作業の共同化、労働力の外部化（コントラクター育成）を進めるために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（物件相当額の1／2以内）

助成対象者：生産者組織等）

2. さとうきび生産回復・増産体制緊急確立事業

2, 031百万円

さとうきび生産者等が実施する土づくり、新技術を活用した防除体制確立等の生産回復・増産に向けた取組等について、各地域ごとの気象条件等に応じて支援します。

（補助率：定額

助成対象者：生産者、生産者組織等）

[お問い合わせ先：生産局地域作物課 （03-3501-3814）]

甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業

【25年度補正予算:3,223百万円】

- さとうきび、てん菜、ばれいしょ及びかんしょは、近年、台風、干ばつ、高温多雨等の異常気象や病害虫の発生等により不作が続いていることから、不作の悪影響を早急に断ち切るため、安定生産体制を緊急に確立し、地域経済の活性化を図ることが必要。
- このため、さとうきび増産基金等により、農業機械等のリース導入、さとうきびの生産回復・増産に向けた取組等について支援を行う。

現状

生産構造改革対策

【てん菜・ばれいしょ・かんしょ】

- ・高齢化で生産者が減少傾向。
- ・重量作物であるため、長い労働時間が必要。
- 労働力不足が深刻化しており、作業の外部化が必要。

【さとうきび】

- ・零細規模の農家が多く、高齢化も進展しており、農作業の負担が増大。
- 機械化一貫体系の確立が必要。

投下労働時間

てん菜	15h/10a	かんしょ	59.3h/10a
ばれいしょ	8.3h/10a	さとうきび	63.7h/10a
小麦	3.2h/10a		
大豆	9.1h/10a(※)		

※ 参考:北海道畑輪作作物

さとうきび増産対策

【さとうきび】

- ・気象災害等による近年の不作傾向で生産意欲が減退し、恒常的な生産の縮小に繋がるおそれ。
- ・病害虫の発生は依然多い。
- ・土づくり等の徹底ができていない。
- ・台風・干ばつによる影響。
- 継続的な増産対策が必要。



台風被害状況



干ばつ被害状況

対策

(25年度補正予算)

【農業機械等のリース導入】

- ・さとうきび、てん菜、ばれいしょ及びかんしょの生産において省力化や作業の共同化、労働力の外部化(コントラクター育成)を進めるために必要となる農業機械等のリース導入を支援。



植付け(てん菜)



収穫(ばれいしょ)



茎葉処理(かんしょ)



収穫(さとうきび)

【さとうきびの増産・生産回復】

- ・土づくり、新技術を活用した防除体制確立等の生産回復・増産に向けた取組等を支援。



たい肥の投入



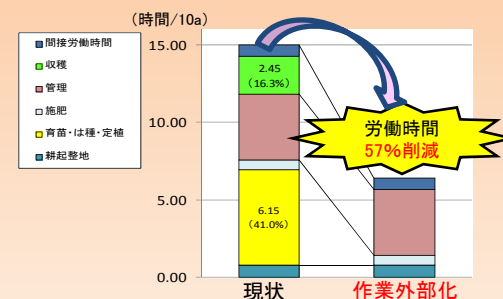
フェロモンチューブによる交信かく乱

効果

【さとうきび、てん菜・ばれいしょ・かんしょ】

- ・省力化や作業の共同化、労働力の外部化により、労働時間が減少。
- 労働力の確保、生産コストの低減が実現。

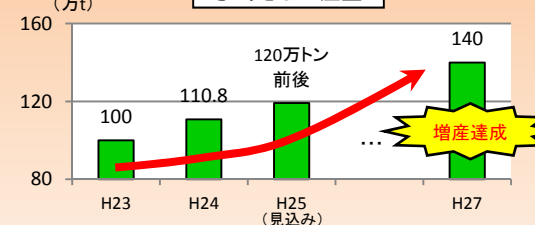
てん菜におけるイメージ



【さとうきび】

- ・さとうきびを生産する全ての島で土づくりや防除等に着実に取り組む。
- 生産量を平年水準に回復。地域経済も活性化。

さとうきび生産量



鳥獣被害防止総合対策交付金

【3, 000百万円】

対策のポイント

近年、野生鳥獣による農作物被害が拡大する中で、鳥獣被害対策の一層の強化を図ることが喫緊の課題であり、捕獲対策の実効性をより高める取組を支援します。

<背景／課題>

- ・中山間地などで特色のある農業に取り組んだり、新規就農しようとしても、鳥獣被害のためにこれらの動きが阻まれています。
- ・攻めの農業を実践するためにも、有害野生鳥獣の捕獲により、個体数を減少させることが喫緊の課題となっています。
- ・このため、捕獲対策を強化するための措置を講じる必要があります。

政策目標

- 早急に鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,000に増加
- 野生鳥獣の捕獲数の増加
- 事業実施地区における鳥獣被害の低減等の事業総効果 83億円※

※ 侵入防止柵、捕獲技術高度化施設の耐用年数期間中における被害低減等の総額

<主な内容>

捕獲対策を強化して、生息数を減らし、野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、次のような取組を支援をします。

- ・捕獲対策を強化するため、捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための捕獲技術高度化施設の整備
- ・被害防除にとどまらず捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなと侵入防止柵の一体的な整備
- ・捕獲鳥獣の急増に対応できる出口対策として、捕獲した鳥獣の食肉処理や焼却処理を円滑に進めるための処理加工施設の整備

（ 補助率：1／2以内等
事業実施主体：地域協議会等 ）

（ お問い合わせ先：

生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室 （03-3591-4958） ）

鳥獣被害防止総合対策交付金(平成25年度補正予算)

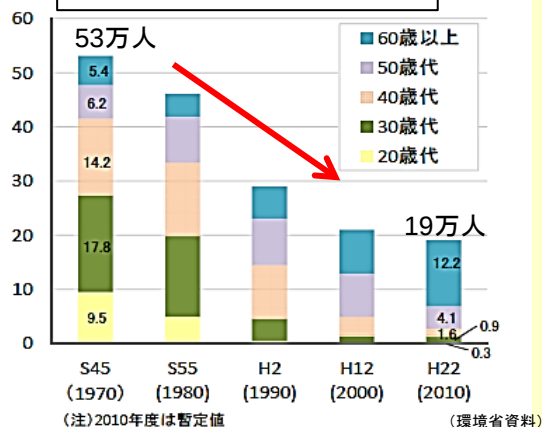
- 近年、野生鳥獣による農作物被害が拡大する中で、鳥獣被害対策の一層の強化を図ることが喫緊の課題であり、捕獲対策の実効性をより高める取組を支援します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金(平成25年度補正) 3,000百万円】

捕獲上の課題

- ・狩猟者の減少・高齢化
- ・狩猟者の技能低下

狩猟者免許所持者数(年齢別)



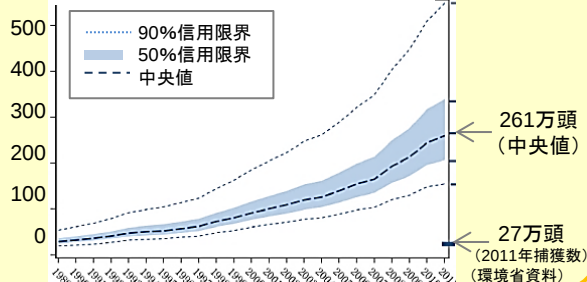
生息状況上の課題

- ・生息数の増加、生息域の広域化に伴う被害額の増加

＜農作物被害金額の推移＞

年度	H19	H20	H21	H22	H23
被害金額	185億円	199億円	213億円	239億円	226億円

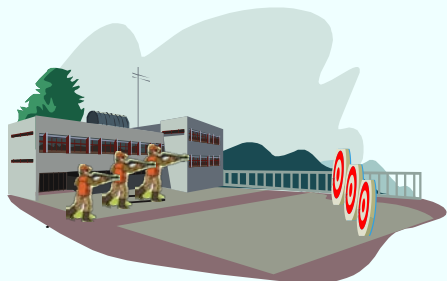
(万頭) 都府県のニホンジカの生息個体数(推計)



関係省庁と連携しつつ、捕獲を中心とした対策の一層強化を図る

【事業内容(ハード対策)】

- 捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための捕獲技術高度化施設(射撃場)の整備



- 捕獲の促進に資するようICTを用いたわなと侵入防止柵の一体的な整備



- 捕獲鳥獣の急増に対応できる出口対策として処理加工施設の整備



【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

※ 侵入防止柵を整備する場合は、有害捕獲及び生息環境整備の両方の対策を実施する地域を対象とする

【補助率】

1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策 (事業期限の延長)

【(24年度補正予算) 12,938百万円】

対策のポイント

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、緊急捕獲活動や侵入防止柵の機能向上の取組を緊急的に支援します。

<背景／課題>

- ・近年の野生鳥獣の個体数増加による被害の深刻化、広域化に対応するため、捕獲活動の更なる強化や地域の実情に応じたきめ細やかな侵入防止による集中的かつ効果的な被害対策を緊急的に実施することが必要です。

政策目標

野生鳥獣の有害捕獲の強化(30万頭を緊急捕獲)

<主な内容>

本事業の事業期限を26年度まで延長します。

都道府県段階で基金を造成した上で、通常の捕獲目標等を強化した「緊急捕獲等計画」に基づく以下の取組を継続的に支援します。

- (1) 野生鳥獣の緊急捕獲活動の支援(捕獲した者への頭数に応じた捕獲活動経費の助成、捕獲個体の焼却等処理の支援)
- (2) 地域における侵入防止柵の機能向上の支援

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：地域協議会等

お問い合わせ先：

生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室(03-3591-4958)

強い林業・木材産業構築対策

【54,485百万円】

対策のポイント

消費税率引上げに伴う木材需要の反動減を回避し、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、持続的な林業経営の構築など、総合的な対策を緊急に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林は、戦後造成した人工林が今まさに利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用し林業の成長産業化を実現することが課題となっています。
- ・平成26年4月の消費税率の引上げに伴う木材需要の反動減を回避し、林業・木材産業の成長産業化を実現することで、森林の多面的機能を向上させ、美しく伝統ある山村を次世代に継承していく必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,041万 m^3 (24年度) → 3,900万 m^3 (32年度))

<主な内容>

1. 森林整備加速化・林業再生事業（林業成長産業化総合対策事業）

53,945百万円

各都道府県に設置されている森林整備加速化・林業再生基金を活用し、林業・木材産業の成長産業化の実現に必要な取組を支援します。

(1) 木材需要の創出

①木造公共施設等整備

地方公共団体が策定する木材利用方針に基づき、モデル的な木造公共施設の整備及び内装木質化を支援します。

②木質バイオマス利用施設等整備

未利用間伐材等の収集・運搬機材、木質チップ・ペレットの製造施設、木質ボイラー等の整備を支援するほか、木質バイオマス発電施設本体に対する資金融通等により支援します。

③地域材新規用途導入促進

型枠合板、窓枠、太陽光パネル架台など、新規分野における木材の利用・供給体制を確立・普及するための取組等を支援します。

(2) 国産材の安定的・効率的な供給体制の構築

①木材加工流通施設等整備

地域材の競争力強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援します。

②木材の効率的な供給に向けた路網の整備

森林整備事業により行う間伐等とも連携し、原木の安定的・効率的な供給に不可欠な路網の整備を支援します。

③森林境界明確化

路網の整備に必要な森林所有者情報の収集や境界測量等の森林境界明確化を支援します。

④高性能林業機械等の導入

森林整備の効率的かつ円滑な実施及び低コストで安全な作業システムの確立を図るために必要な高性能林業機械等の導入等を支援します。

(3) 持続的な林業経営の構築

①森林・林業人材育成対策

高性能林業機械等による森林整備を安全かつ円滑に実施できるよう、高性能林業機械等の操作に従事する者に対する特別教育等を支援します。

②森林獣害防止等対策事業

被害が発生している森林等において、獣害防止ネットやくくりわなの設置等を支援します。

③原木しいたけ再生回復緊急対策

生産者の安定的な経営のための生産実証、省エネ型施設など生産コストの縮減や生産性・品質向上に向けた施設の整備、外食産業等への販路開拓や新商品開発等による新たな需要の創出への取組等を緊急的に支援します。

補助率：定額、1／2
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

2. 広域流通体制確立対策（広域流通構想作成）

37百万円

森林所有者等が広域に連携する協議会等をモデル的に設置し、供給可能量の拡大、所有者等と大型製材工場等の協定取引、原木の共通規格における仕分けの実施等を含めた構想の作成等に必要な経費等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 施業集約化に必要な森林調査等（森林整備地域活動支援交付金）502百万円

森林経営計画の作成や森林経営計画に基づいて実施する施業集約化に必要な森林情報の収集、同意取付け等の活動を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

事業全体

林野庁計画課

(03-6744-2300)

1(1)の事業

林野庁木材利用課

(03-6744-2296)

1(2)①、2の事業

林野庁木材産業課

(03-3502-8062)

1(2)②の事業

林野庁整備課

(03-6744-2303)

1(2)③、3の事業

林野庁森林利用課

(03-3501-3845)

1(2)④、(3)①、③の事業

林野庁経営課

(03-3502-8048)

1(3)②の事業

林野庁研究指導課

(03-3502-1063)

地域材利活用促進支援対策

【15, 541百万円】

対策のポイント

消費税率引上げに伴う木材需要の反動減を回避し、林業・木材産業の成長産業化を図るため、地域材を使用した住宅・製品等へのポイント付与を通じて地域材の需要を喚起する取組や、中高層建築物での利用が期待できるCLT（直交集成板）等の開発・普及を加速化させるための取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「森林・林業基本計画」に掲げられている「平成32年の木材自給率50%」の実現を目指すとともに、森林資源が豊富な山村地域の振興を図るためには、年々増加し、本格的な利用期を迎えている森林資源の利用を拡大していくことが大変重要です。
- ・消費税率引上げに伴う木材需要の反動減を回避し、住宅・製品等における地域材の需要を喚起する取組や、CLT等新製品・新技術の開発・普及を通じた木材需要を創出する取組等を支援し、林業・木材産業の成長産業化を図ることが必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,041万m³（24年度）→3,900万m³（32年度））
- 地域材の需要喚起による木材関連産業の活性化と木材価格の安定

<主な内容>

（１）木材利用ポイント事業

15,000百万円

対象となる木材を活用した木造住宅の建築、内装・外装木質化、木材製品等の購入の際に、木材利用ポイントを発行し、地域の農林水産品との交換等を行う取組を実施します。

実施に当たっては、基金設置団体、全国事務局を設置し、都道府県ごとに設置した協議会と連携して、ポイント申請受付、発行、商品交換などを行います。

※ ポイントの発行対象は、木造住宅の新築・増築又は購入、内装・外装木質化工事、木材製品（対象となる木材を過半使用するほか、一定の要件を満たすもの）、木質ペレットストーブ・薪ストーブです。

（補助率：定額）
事業実施主体：公益社団法人国土緑化推進機構

（２）CLT等新製品・新技術利用促進事業

541百万円

中高層建築物での利用が期待できるCLT（直交集成板）等新製品・新技術の開発・普及を加速化するための強度データ収集等を支援します。

（委託費）
事業実施主体：民間団体

<関連対策>

CLT等新製品・新技術実証・展示加速化事業（森林整備加速化・林業再生事業）

53,945百万円の内数

中高層建築物での利用が期待できるCLT（直交集成板）を活用した建築物の実証・展示等を支援します。

（補助率：1／2）
事業実施主体：都道府県

（お問い合わせ先：
（１）の事業 林野庁木材利用課（03-6744-2496）
（２）の事業 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

地域材利活用促進支援対策(木材利用ポイント事業)

〈木材利用ポイント事業の対象〉

対象となる木材を活用する等、一定の基準を満たす以下のもの

①木造住宅の新築等

1棟あたり30万ポイント
(※東日本大震災の特定被災
区域の住宅であって、「全壊」等
と認定された場合は、1棟あた
り50万ポイント)



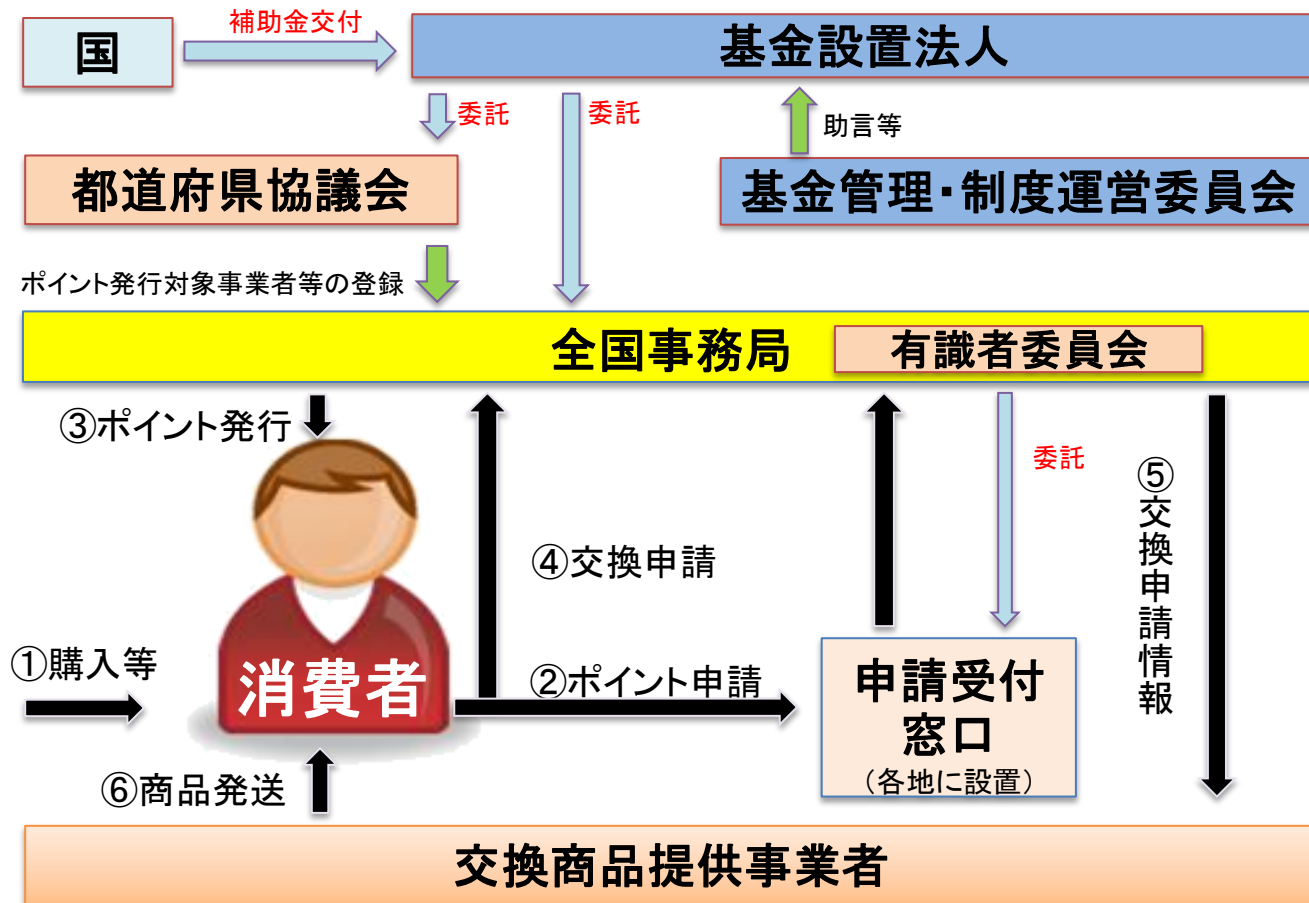
②内装・外装の木質化

内装及び外装木質化工事の合
計ポイント付与数の上限は30万
ポイント



③木材製品及び 木質ペレットストーブ・薪ストーブ

1製品あたりのポイント付与数
の上限は10万ポイント
(各製品のポイント付与数は、
事務局HPで公表)



- ①地域の農林水産品等
 - ②農山漁村及び森林における体験型旅行
 - ③地域商品券、全国商品券等(森林づくり等に対する寄附つき)
 - ④森林づくり・木づかい活動に対する寄附
 - ⑤被災地に対する寄附
 - ④即時交換
- ※全国商品券(農林水産品関連商品券を除く。)及び即時交換は
付与ポイント数の50%を上限



森林整備事業・治山事業（公共）

【43, 890百万円】

対策のポイント

林業の成長産業化に資する間伐、路網整備等を推進するとともに、森林の荒廃を防ぎ、国土保全等の公益的機能を発揮するため、荒廃山地の復旧整備等の国土強靱化対策を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林資源を活かし、林業を成長産業として確立するため、安定的な木材の供給体制を構築する必要があります。
- ・集中豪雨等により各地で山地災害が発生しており、**荒廃山地の復旧整備**を早急に進めるとともに、**森林の公益的機能を発揮**させるために必要な措置を講じることにより、**山地防災力を強化**する必要があります。
- ・こうした取組は、**二酸化炭素の森林吸収量の算入上限値3.5%**（平成25年から平成32年の平均・1990年を基準）を確保し、我が国の新たな温室効果ガス削減目標**3.8%**（うち約4分の3の**2.8%**分は森林吸収量・2005年を基準）を達成するためにも必要です。

政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の増加

<主な内容>

1. 森林整備事業

27, 393百万円

- （1）国産材の安定供給体制の構築や森林吸収量の確保のための**間伐、路網整備等**を推進します。特に、**森林整備加速化・林業再生事業**と連携して実施する事業を優先採択します。

森林環境保全直接支援事業 12, 000百万円
林業専用道整備対策 5, 087百万円
国費率：10／10、1／2、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者、（独）森林総合研究所等

- （2）治山事業と一体的に行う間伐等の災害に強い森林づくりに資する**森林整備**を推進します。

環境林整備事業 1, 000百万円
水源林造成事業 3, 298百万円
国費率：10／10、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、（独）森林総合研究所等

2. 治山事業

16,497百万円

- (1) 集中豪雨や台風等により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、**早急に復旧整備**を実施します。

また、集中豪雨等により発生した**大規模な崩壊箇所等の復旧整備**を加速化します。

復旧治山事業	9,491百万円
地すべり事業	1,434百万円
治山事業(民有林直轄)	2,000百万円
国費率	10/10、2/3、1/2等
事業実施主体	国、都道府県

- (2) 火山地域や集落周辺に存する水土保持機能の低下した森林等において、**今後の集中豪雨等による土砂の崩壊・流出や流木の発生を未然に防止する観点から、保安林の整備**を実施します。

また、**風浪や病虫害被害等により機能が低下した海岸防災林の再生や津波に対し粘り強い海岸防災林の整備**を実施します。

水源地域等保安林整備事業	2,050百万円
防災林造成事業	700百万円
国費率	10/10、1/2等
事業実施主体	国、都道府県

- (3) 既往の治山事業施行地の点検や計画策定を含む**治山施設の長寿命化対策**を推進します。

治山事業	16,497百万円の内数
国費率	10/10、2/3、1/2等
事業実施主体	国、都道府県

お問い合わせ先：

1の事業 林野庁整備課
2の事業 林野庁治山課

(03-6744-2303)

(03-6744-2308)

地域材利用促進対策事業、農山漁村における水利施設の耐震化等の老朽化・防災対策事業

森林整備事業・治山事業（公共） 806億円（事業費）、439億円（国費）

我が国の森林資源を活かした林業の成長産業化の実現に資する安定的な木材の供給体制を構築するとともに、森林吸収源対策による算入上限値3.5%を確保するため、間伐や路網整備等を推進する。また、集中豪雨等により各地で山地災害が発生しており、荒廃山地の復旧整備等を早急に進めるとともに、森林の公益的機能を発揮させるために必要な森林の整備を実施することにより、山地防災力を強化する。

- 『森林整備事業』→ 森林整備加速化・林業再生事業と連携して間伐やこれと一体となった路網整備等を実施するとともに、治山事業と一体的に行う間伐等の災害に強い森林づくりに資する森林整備を推進。
- 『治山事業』→ 集中豪雨等による山地災害の被害が住宅・公共施設等に及ぶおそれのある地域における山地防災力の強化を推進。

治山事業

山地災害の復旧整備や荒廃した保安林の整備を早急に進め、土砂・流木の流出や崩壊などの災害を防止し、安全・安心を確保。



山腹崩壊の発生状況



治山対策による復旧対策のイメージ

崩壊地の復旧

間伐や路網等の整備

森林整備事業

間伐等の森林整備により、我が国の森林資源を活かした林業の成長産業化を実現するとともに、森林の公益的機能を発揮。

間伐



路網整備



漁業コストの低減対策のうち 漁業コスト構造改革緊急対策

【22, 869百万円】

対策のポイント

燃油・配合飼料価格の高騰が続く中、燃油消費量を根本的に削減することによる経営の改善に意欲的に取り組む漁業者グループ等を対象に、省燃油活動及び省エネ型漁業用機器設備の導入を推進するとともに、省エネ漁船の導入等による漁業の収益性向上を推進し、価格急騰時に補填金を交付し、漁業・養殖業の安定と水産物の安定供給を図ります。

<背景／課題>

- ・国民への水産物の安定供給を確保するためには、漁業経営の安定を実現していくことが必要です。
- ・我が国の漁業は、輸入水産物や外国漁船との競合、更には国際規制の影響等が懸念されるほか、近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰が漁業者の経営を悪化させていることから、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティネットの構築や省エネの推進、国際競争力のある、円安や燃油高・資源状況に振り回されない収益性の高い操業・生産体制を構築する漁業構造改革の取り組みの推進が必要です。

政策目標

漁業コスト構造改革緊急対策参加漁業者による燃油使用量の10%削減

<主な内容>

1. 省燃油活動推進事業

8, 014百万円

漁業者グループが行う省燃油活動（漁船の燃費向上のための船底状態改善等）を支援し、燃油コスト削減を図ります。

補助率：定額（定額、1／2以内）
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

2. 省エネ機器等導入推進事業

2, 835百万円

漁業者グループが行うLED集魚灯等の省エネ型漁業用機器設備の導入に対して支援します。

補助率：定額（漁業者グループが行う機器設備の導入費用に対する助成率は1／2以内）
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

3. 漁業経営セーフティーネット構築事業

9, 500百万円

漁業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が急騰したときに補填金を交付します（燃油については、原油価格が「漁業用燃油緊急特別対策」の発動ラインを超えた場合、上昇分の3/4に国の負担割合を高めて支払います。）。

補助率：定額
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

4. 漁業構造改革総合対策事業

2, 520百万円

地域で策定した改革計画に基づき、省エネ漁船と高度な品質管理手法の導入等に取り組むことにより、漁業の収益性を高め、「もうかる漁業」を実現する取組等を支援します。

更に、沿岸漁業について、改革計画に基づき、三者以上の漁業者による協業体や新規就業者を対象とした収益性を高める取組に対し、沿岸漁業の特徴を踏まえて支援する仕組みを創設します。

補助率：定額
事業実施主体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

お問い合わせ先：
1～3の事業 水産庁企画課 (03-6744-2341)
4の事業 水産庁漁業調整課 (03-3502-8469)

漁業コストの低減対策のうち漁業コスト構造改革緊急対策

平成25年度補正予算額
22,869百万円

今後の燃油価格高止まりにも耐える「効率的な経営体質」への転換を図り、将来にわたって国民への水産物の安定供給を担える「持続的な漁業経営」の実現を支援。

(1) 省燃油活動等推進事業

① 省燃油活動推進事業

補助対象：漁業者グループ

補助率：定額(定額、1/2以内)

事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

交付先：国 ⇒ 事業実施主体 ⇒ 漁業者グループ
その他

漁業者グループが行う省燃油目的の活動にかかる
人件費、用船料等を補助

② 省エネ機器等導入推進事業

補助対象：漁業者グループ

補助率：定額(漁業者グループが行う機器設備の導入費用
に対する助成率は1/2以内)

事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

交付先：国 ⇒ 事業実施主体 ⇒ 漁業者グループ
その他

漁業者グループが導入する省エネ型漁業用機器設備
費用を補助

(2) 漁業経営セーフティーネット構築事業

補助対象：漁業者・養殖業者

補助率：定額

事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

交付先：国 ⇒ 事業実施主体 ⇒ 漁業者・養殖業者
その他

原油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値
× 100%」を超えた場合、超えた分を補填。

○ 省燃油活動の例

漁船の燃費向上化(船底の状態改善)

清掃前



清掃後



約10%削減

○ 省エネ型漁業用機器設備の例

① LED集魚灯(サンマ向け)



約30%削減

② 漁船用エンジン(船内機)



約10%削減

③ 漁船用エンジン(船外機)

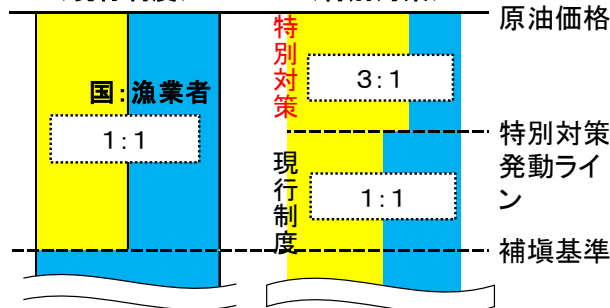


約5%削減

※ 下線部分は、省エネ型漁業用機器設備導入により見込まれる燃油使用量削減率の例

○ 漁業経営セーフティーネット構築事業

< 現行制度 > → < 特別対策 >



○ 燃油価格や配合飼料価格の高騰に備えて、漁業者と国又は養殖業者と国が資金を積立て

○ 燃油については原油価格、配合飼料については配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金を支払い(燃油については、原油価格が特別対策発動ラインを超えた場合、上昇分の3/4に国の負担割合を高めて支払い)。

漁業コストの低減対策のうち
「浜の活力再生プラン」策定推進事業

【150百万円】

対策のポイント

水産業の持続的な成長産業化を図るため、漁村地域の所得の低迷等、浜ごとの課題を把握し、必要な対応の方向性を明確化するための「浜の活力再生プラン」を作成する取組を支援します。

<背景／課題>

- ・水産資源等の悪化により疲弊が進んでいる漁村の現状を打破し、浜ごとに再生を図り、水産業の持続的な成長産業化を図るため、漁村地域の所得や経営力の向上を図る必要があります。

政策目標

「浜の活力再生プラン」を策定した漁業地域において、当該プランに基づく取組を実施することにより漁村地域の所得が10%以上向上すること。

<主な内容>

浜の問題点・課題を把握した上で解決策の検討を行い、水産業を核として地域の活力を再生するための総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成に必要な費用を支援します。

（補助率：定額（1／2相当）
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課（03-6744-2392）]

「浜の活力再生プラン」による 漁業・漁村再生プロジェクト

「浜の活力再生プラン」策定推進事業
平成25年度補正予算額【150百万円】

各地域が主体的に定めた「浜の活力再生プラン」に基づき漁村の活性化や力強い水産業を実現するための取組等に対して国として積極的な支援を実施。

「浜の活力再生プラン」 策定推進事業（新規）

【プラン策定に対する支援】

- 専門家派遣
- 先進地調査
- 地域水産業再生委員会
活動経費 等

国費による
支援

プランの
認定申請

国

プラン内容を審査し認定

- ①一定以上の漁家所得向上が見込まれる
- ②資源管理への配慮
- ③地域振興策との整合性

プラン認定

プラン実施の
指導・助言

関連支援施策の
優先採択等

地域水産業再生委員会（仮称）

【浜の活力再生プラン】

- 策定主体：地域水産業再生委員会
（漁協、市町村等で構成）
- プランの内容
 - ①対象地域・対象水産物
 - ②生産、加工等に関する具体的改善策
 - ③コスト削減対策
 - ④得られる具体的成果 等

目標達成

外国漁船総合対策

【16,722百万円】

対策のポイント

我が国周辺海域における外国漁船の操業に対応するための漁業者の取組みを支援するとともに、漁業取締体制を強化します。

<背景／課題>

- ・外国漁船による不法操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっています。
- ・このため、外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済を支援するとともに、漁業取締体制を早急に強化し、我が国漁船の安全操業及び操業秩序を確保し、我が国漁業の競争力を強化することが必要です。

政策目標

- 我が国周辺水域における重要魚種の資源評価結果を各種資源管理施策等へ反映（毎年度52魚種・84系群）
- 漁業取締りの強化等による水産資源の適切な保存及び管理の推進

<主な内容>

1. 沖縄漁業基金事業 10,000百万円
沖縄県の漁業者による外国漁船の操業状況の調査・監視、外国漁船による漁具被害からの救済等の外国漁船対策を基金により支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等
2. 韓国・中国等外国漁船操業対策事業 5,020百万円
漁業者による外国漁船の投棄漁具等の回収・処分、外国漁船の操業状況の調査・監視等の外国漁船対策を基金により支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等
3. 漁業取締体制の強化 1,702百万円
水産庁所属の漁業調査船「照洋丸」を漁業取締船へ転用し、漁業取締体制の強化等を図ります。

〔事業実施主体：国〕

お問い合わせ先：

- | | |
|--------|------------------------|
| 1、2の事業 | 水産庁漁業調整課（03-3502-8469） |
| 3の事業 | 水産庁管理課（03-3502-0942） |

新規就農・経営継承総合支援事業

【9, 875百万円】

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.2歳（平成24年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人／年の青年新規就農者が定着する必要がありますが、実際には1万5千人（平成24年：40歳未満）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。
- ・新規就農し定着する青年農業者を倍増するため、新規就農のための支援策を総合的に講じる必要があります。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後に40代以下の農業従事者を約40万人に拡大

<主な内容>

1. 青年就農給付金事業

7, 681百万円

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

2. 農の雇用事業

2, 195百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援（2年間）します。

〔事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-3502-6469）]

林業人材育成対策 (「緑の雇用」現場技能者育成対策事業)

【281百万円】

対策のポイント

林業分野における雇用の拡大を図るため、「緑の雇用」事業の一環として、事業体と林業就業希望者との林業就業へのマッチング等を支援します。

<背景／課題>

- ・経済の成長力を底上げし、全国的な成長の果実を地域の隅々まで浸透させるためには、山村地域の活性化が不可欠であることから、森林という豊富な地域資源を活用できる林業の成長産業化に向け、若年層を中心とした林業分野の雇用拡大が必要です。
- ・林業は、高所・急傾斜地における高度な作業技術を要するため、林業労働に対する適性を見極めることが重要です。

政策目標

平成32年度までに現場管理責任者等5,000人を育成

<主な内容>

林業への適性を見極めや林業の作業実態等の理解を通じて事業体と就業希望者双方の不安を解消するためのトライアル雇用、安定的な雇用体制を整備するための事業体の取組（能力評価システムの導入）に対する支援の一部先行実施に必要な経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：全国森林組合連合会

[お問い合わせ先：林野庁経営課

(03-3502-8048)]

林業人材育成対策(「緑の雇用」現場技能者育成対策事業)

- 経済の成長力を底上げするため、森林という豊富な地域資源を循環利用する林業の成長産業化に向け、林業分野における雇用の拡大が必要。
- 林業は、**全産業平均と比べ労働災害発生率が高く、高所・急傾斜地での高度な作業技術が必要**なため、**林業への適性の見極めや定着できる環境整備が重要。**

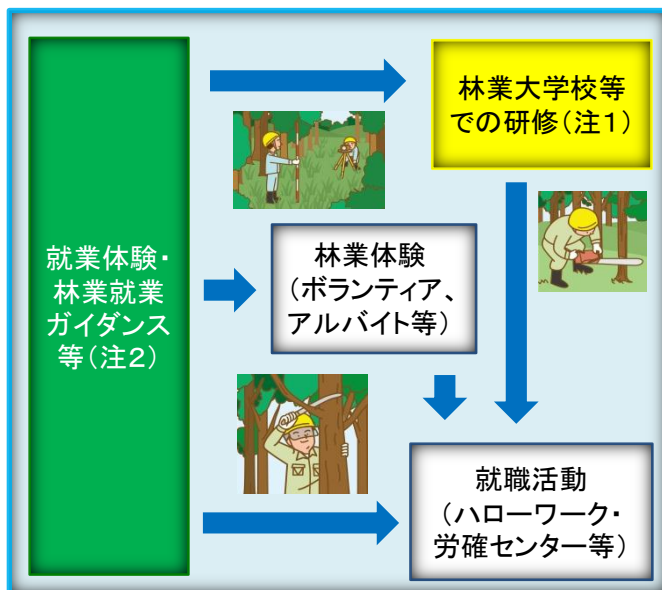


「緑の雇用」事業の一環として①、②を支援。

① **林業への適性の見極めや林業の作業実態等の理解のためトライアル雇用**

② **安定的な雇用体制の整備**(ex. 経営者と従業員が仕事ぶりや能力を評価する共通の“ものさし”を共有するなど)

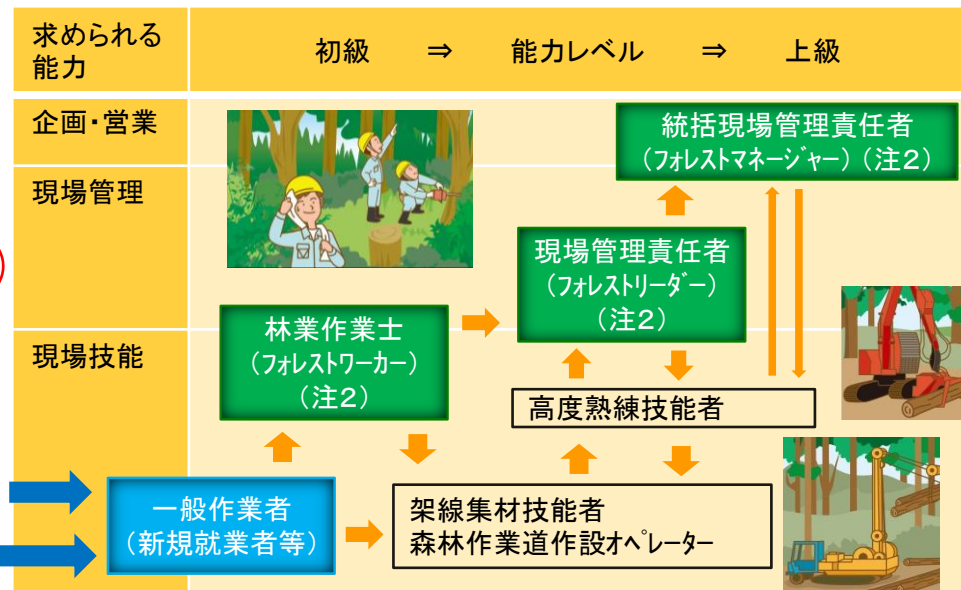
○ 林業への就業までの流れ(一例)



事業体と林業への
就業希望者との
マッチング

トライアル雇用
(注2)

○ 就業後における現場技能者のキャリア形成(一例)



(注1) 緑の青年就業準備給付金事業で支援

(注2) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業(うち新規就業者の確保・育成・キャリアアップ)で支援

新規漁業就業者総合支援事業

【255百万円】

対策のポイント

景気・雇用情勢が厳しい中で、漁業への就業を希望する者への支援を通じて、地域漁業の担い手を確保・育成し、雇用の創出に貢献します。

<背景／課題>

- ・ 漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたって漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要です。
- ・ 漁業就業者の雇用を新たに創出することにより、地域経済の底上げに資することが期待されます。

政策目標

毎年度2,000人の新規漁業就業者を確保

<主な内容>

漁業の就業情報の提供や就業相談会の開催、漁家子弟を含む新規就業希望者の漁業現場での長期研修（※）等を基金により支援します。

（※ 実施期間：雇atype 最長1年、独立型 最長3年
受入漁家の研修指導への助成：9.4～18.8万円／月以内(就業形態による)
実施規模：100人程度

（補助率：定額
事業実施主体：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター）

[お問い合わせ先：水産庁企画課 (03-6744-2340)]

新規漁業就業者総合支援事業

平成25年度補正予算額 255百万円

意欲ある若者が漁業に新規参入し、継続して漁業に携わるための環境を整えるとともに、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成し、雇用の創出に貢献する。

就業準備

漁業就業促進情報提供

- ・HPやパンフレットでの就業情報の提供
- ・各都道府県の実業相談窓口設置
- ・都市部や地方において、漁業就業のための座学や体験漁業を実施する就業準備講習会を開催
- ・都市部や地方の実業就業相談会において、就業希望者と漁村との面談(マッチング)を実施



就業・定着促進

長期研修支援

雇用型

漁業経営体に雇用される研修生の指導者（主に法人）に、研修経費として、月最大14.1万円を助成（最長1年間）

独立型

独立自営を目指す研修生の指導者（主に個人）に、研修経費として、月最大18.8万円を助成（最長3年間）

法人・正職員として就業

独立・自営就業

技術習得支援

漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工、安全操業等の習得支援



水産基盤整備事業（公共）

【10,973百万円】

対策のポイント

- ・ 国産水産物の輸出拡大を図るため、流通拠点漁港における高度衛生管理対策など安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進します。
- ・ 自然災害に強く安全で安心に配慮した漁港の整備、老朽化対策を積極的に推進します。

<背景／課題>

- ・ 我が国水産物の輸出促進等を図るため、流通の拠点となる漁港における高度衛生管理対策や水産資源を安定的に確保するための漁場整備が必要です。
- ・ また、近年、地震・津波や台風等の大規模自然災害が頻発しており、漁港施設の耐震化や耐波・耐津波対策等の防災・減災対策や長寿命化対策が喫緊の課題です。

政策目標

- 流通拠点漁港における高度に衛生管理された水産物の取扱量の増加
(29%(平成21年度)→概ね70%(平成28年度))
- 流通拠点漁港における陸揚岸壁の耐震化の推進
(20%(平成21年度)→概ね65%(平成28年度))

<主な内容>

1. 水産物の輸出拡大対策

5,945百万円

水産物の輸出促進を図るとともに安全な水産物を安定的に提供できる体制を構築するため、漁港における品質・衛生管理対策や水産資源の安定供給のための漁場整備を推進します。

直轄漁港漁場整備事業	3,609百万円
水産流通基盤整備事業	485百万円
水産生産基盤整備事業	200百万円
水産環境整備事業	1,651百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等	
事業実施主体：国、地方公共団体	

2. 漁港施設の防災・減災、長寿命化対策

5,028百万円

漁港施設の防災・減災や老朽化にかかる機能診断、岸壁の耐震化や防波堤の耐波・耐津波対策、老朽化した漁港施設の長寿命化・更新等を推進します。

直轄漁港整備事業	100百万円
水産流通基盤整備事業	534百万円
水産物供給基盤機能保全事業	1,055百万円
漁港施設機能強化事業	1,096百万円
水産生産基盤整備事業	2,243百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等	
事業実施主体：国、地方公共団体	

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）]

平成25年度水産基盤整備にかかる補正予算の概要

1. 水産物の輸出拡大対策

漁港における陸揚げ状況

衛生管理型漁港の整備

漁港における生産力強化への取組

水産物の輸出拡大対策

： 5, 945百万円

漁港施設の防災・減災、長寿命化対策

： 5, 028百万円

合計 ： 10, 973百万円

<政策目標>

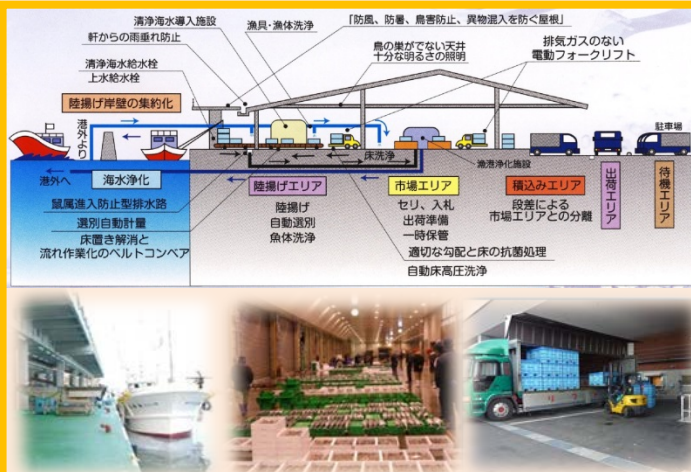
○流通拠点漁港における高度に衛生管理された水産物の取扱量の増加
(29% (21年度)
→概ね70% (28年度))

○流通拠点漁港における陸揚岸壁の耐震化割合の増加
(20% (21年度)
→概ね65% (28年度))

鳥獣被害の懸念

対策

混雑による作業動線の錯綜



低水準にある水産資源の回復

連携

漁船の大型化による陸揚強化

2. 漁港施設の防災・減災、長寿命化対策

①防波堤の例

②岸壁の例

<基盤整備の加速化>

- 施設の早期供用開始
- 事業完了予定の前倒し

<事業効果の早期発現>

- 水産物流通機能の強化、漁村地域の活力増進
- 漁港施設の長寿命化・防災力強化

<水産業の活性化、災害に強い地域の実現>

波浪による越波

防波堤の滑動・転倒

対策

対策例(コンクリートの腹付け)
(上部工の高上げ)

押し波等による水平力

対策例(背後土砂の軽量化)
(コンクリートの打直し)

岸壁背後の陥没

対策

対策例(背後土砂の軽量化)
(コンクリートの打直し)

軽量化

土圧の軽減

地震による倒壊

老朽化による強度低下

老朽化による強度低下

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【600百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や新燃岳などの活動火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰による農作物等への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域を対象として、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備に対する助成、その他関連して行う基盤整備等に対する助成を行うことにより、災害に強い農村づくりを推進します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村又は農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 (03-3502-6430)]

○ 「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響を及ぼしています。
- このため、**火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域**に対して農作物等への**被害を防除・最小化するために必要な施設整備等**を実施し、**災害への対応体制を強化**します。

事 業 内 容

- ① 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施。

事 業 の 対 象

- 活動火山特別措置法に基づき、**都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域**内の、**農業者が組織する団体等**

補 助 率 等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、**事業費の1／2以内**を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

災害復旧等事業（公共）

【37,937百万円】

対策のポイント

台風、豪雨等により被災した農林水産業施設・公共土木施設を早期に復旧するため災害復旧等事業を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、**毎年多くの災害が発生**しています。
- ・生産活動の維持や国土の保全、地域の安全・安心の確保を図るため、被災した施設の**早期復旧**が必要です。
- ・また、被災地域において、**再度災害の恐れ**がある場合、施設の復旧に併せて隣接施設の改築・補強等が必要です。

政策目標

被災した農林水産業施設・公共土木施設の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 災害復旧事業

34,826百万円

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施します。

農業施設災害復旧事業	20,512百万円
山林施設災害復旧事業	12,246百万円
漁港施設災害復旧事業	2,068百万円

補助率：6.5/10、5/10、2/3等

事業実施主体：地方公共団体等

2. 災害関連事業

3,111百万円

再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて残存施設の改築又は補強等を実施します。

農業施設災害関連事業	96百万円
山林施設災害関連事業	2,993百万円
漁港施設災害関連事業	22百万円

補助率：2/3、50/100等

事業実施主体：地方公共団体等

お問い合わせ先：

農業施設に関すること	農村振興局防災課（03-6744-2211）
山林施設に関すること	林野庁治山課（03-3501-4756）
漁港施設に関すること	水産庁防災漁村課（03-3502-5638）

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

【142百万円】

対策のポイント

異常な自然災害により被災した、農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。

なお、当該災害が政令で激甚災害に指定され、激甚災害法6条の措置が適用される場合は、補助率の上げが行われます。

（「農林水産業共同利用施設」について）

- ・ 農業協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設など
- ・ 地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<内容>

1. 事業対象となる施設の所有者
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体
2. 助成対象
農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にある場合は13万円）以上の災害復旧事業
3. 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一 般 災 害		40万円以上	2 / 10	
激 甚 災 害	告 示 地 域 [※]	13万円以上	4 / 10	9 / 10
	その他の地域	40万円以上	3 / 10	5 / 10

（※告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域）

【参考】事業の根拠となる法律

- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）

〔お問い合わせ先：経営局総務課（03-3502-6442）〕

プラムポックスウイルス根絶対策事業

【消費・安全対策交付金（ソフト） 2, 9 2 2 百万円】

対策のポイント

プラムポックスウイルス（和名：ウメ輪紋ウイルス）について、今年度の調査によって各地で感染が確認されたことから、植物防疫法に基づく緊急防除を実施し、感染植物等の伐採を行います。

<背景／課題>

- ・ウメやモモなどの重要病害であるプラムポックスウイルス（PPV）について、今年度の全国調査の結果、8都府県26市区町村において感染植物が確認されました。このうち、PPVの感染が広範囲に及ぶ地域については、移動制限等を伴う緊急防除を実施し、PPVのまん延防止及び早期根絶を図る必要があります。

※プラムポックスウイルス（PPV）とは

和名をウメ輪紋ウイルスといい、ウメ、モモなどの果樹に感染し、果実が成熟前に落果するなどの経済的な被害を与えるおそれのある重要病害。

政策目標

国内におけるプラムポックスウイルスのまん延防止・早期根絶

<主な内容>

緊急防除区域における、PPVのまん延防止・早期根絶を図るために必要な感染植物等の伐採・焼却に係る経費（補償費及び処分費）等を支援します。

（ 交付率：定額（10／10）
事業実施主体：東京都、大阪府、兵庫県 ）

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-3502-5976）]